



秋田県公報

目 次

規 則

- 秋田県旅費支給規則及び秋田県日額旅費支給規則の一部を改正する規則(七三・人事課)……………1
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(七四・地域活動支援室)……………1

規 則

秋田県旅費支給規則及び秋田県日額旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十三号

秋田県旅費支給規則及び秋田県日額旅費支給規則の一部を改正する規則

第一条 (秋田県旅費支給規則の一部改正)

秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「日当」を「現地経費」に改める。

第十五条を第十六条とし、第十四条中「第四十一条第一項」を「第四十一条第三項」に、「各号に規定するところによる」を「とおりとする」に改め、同条第五号中「旅行中」を「旅行中」に、「日当」を「現地経費」に、「二分の一に相当する額は」を「全額を」に改め、同条第六号中「若しくは」を「又は」に、「日当」を「現地経費」に改め、同条第十五条とする。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(赴任経費)

第十三条 条例第二十四条に規定する規則で定める額は別表第三

三の下欄に定める額とし、同条に規定する規則で定める費用は同表上欄に定める費用とする。

別表第一の表の備考一及び別表第一の二の表の備考中「無事労務の職員の給与に類する経費」を「無事労務の職員の給与等に類する経費」に改める。

別表第二中「第十条」を「第九条」に改め、同表第六号中「第二十八条第一号」を「第二十八条第二項ただし書」に、「又は車賃」を「及び車賃」に改め、同表第七号中「日当」を「現地経費」に改め、同表第十八号の次に次の二号を加える。

十九 条例第二十条第二項 公務上の必要又は天災その他に規定する現地経費

やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類

二十 条例第二十四条に規定する赴任経費

その支払を証明するに足る書類

別表第三(第十三条関係)

対象費用	限 度	額
一 新在勤地に到着後直ちに県公舎又は自宅に入居できない場合における職員及び扶養親族の宿泊に要する費用	条例別表第一に定める宿泊料の額(扶養親族のうち十二歳以上の者については当該額の三分の二、十二歳未満の者については当該額の三分の一に相当する額)の三倍に相当する額	
二 赴任に伴う各種手続のための新居住地と旧居住地との往復に要する費用	往復に係る旅行二回について、条例の規定により計算される鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び現地経費の合計額並びに有料の道路を利用した場合のその利用に係る料金の額	
三 県公舎に入居を希望する職員が県公舎に入居できず、自ら居住するための住宅(貸間を	礼金及びこれに類する費用並びに仲介手数料及びこれに類する費用のそれぞれについて、それぞれの額を家賃の月	

含み、知事が定める住宅を除く。)を借り受けた場合に負担する礼金、仲介手数料その他これらに類する費用

額とみなして、一般職の職員の給与に関する条例第十一条の四第二項第一号の規定を適用して得られる額

第二条 (秋田県日額旅費支給規則の一部改正)

秋田県日額旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第三による」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の日額旅費の額は、千円とする。

第三条の二第三項中「別表第四に」を「別表第二に」に改め、同項第一号中「及び別表第四」を「及び別表第二」に、「別表第四の」を「別表第二の表の備考に定める」に改める。

第四条第一項中「第二条又は」及び「二分の一に相当する」を削る。

別表第一中「二、六五〇円」を「二、二二〇円」に、「一、三四〇円」を「一〇、九一〇円」に、「一〇、〇三〇円」を「九、六〇〇円」に、「一、四八〇円」を「一、〇五〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「九、八七〇円」に、「九、一二〇円」を「八、六九〇円」に、「一〇、五四〇円」を「一〇、二四〇円」に、「九、四五〇円」を「九、一五〇円」に、「八、三六〇円」を「八、〇六〇円」に、「九、五五〇円」を「九、二五〇円」に、「八、五七〇円」を「八、二七〇円」に、「七、五九〇円」を「七、二九〇円」に改める。

別表第二及び別表第三を削り、別表第四を別表第二とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の秋田県旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に発する旅行について適用し、同日前に発した旅行については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の秋田県日額旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に発する旅行について適用し、同日前に発した旅行については、なお従前の例による。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県規則第七十四号

秋田県知事 寺 田 典 城

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年秋田県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第十四条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第十七条中「第五条」を「第六条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十年十一月二十八日(第二千三十四号)公布秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

(原稿誤り)

一	中	十二	第十三号	第十六号
---	---	----	------	------

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇五
 E-mail:matsubarata@matsubarata.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄